

脱毛エステの通い放題コースなどでの 中途解約・精算トラブルに注意!

問い合わせ 消費生活センター(産業振興課内) ☎573236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時〜12時・13時〜16時

【事例】
永久保証をうたう脱毛を40万円で購入し、1回施術後、解約したら10万円請求された!

数カ月前、インターネットで評判の良かった脱毛サロンに出向いた。個室に通され、「40万円支払えば永久に脱毛が受けられる。これ以上お金はかからない」と説明され、高額だが一生この値段で受けられるのであればと思いい、個別クレジットを組み分割払いで契約した。

1回目の施術を受け、痛みがあることを伝えたら、「これ以上出力を控えると効果がなくなるので我慢して」と言われた。施術は3カ月に1度しか受けられず、これ以上続けられないと思いい、解約を申し出たら、1回の施術代8万円と違約金2万円合計10万円の解約料を請求された。契約書を見ると「期間は1年間、施術は5回までが有償、6回以降は

無償」との記載があった。1回しか施術を受けていないのに解約料が高額で納得できない。その他、次のような相談も寄せられています!

○ 施術有効期間が3年間と言われて契約したが、中途解約できる期間は1年だった。
○ 3年間通い放題コースを契約し、中途解約したら有償部分は1回のみと返金を断られた。
○ 解約になって初めて「18回程度で効果が出る施術だが返金対象は8回まで」と分かった。

【トラブルに遭わないためのポイント】
○ 脱毛エステの長期間にわたる契約は慎重に。
○ 長期の契約が心配なときは都度払いでできるコースやエステ店を選択しましょう。
○ 必ず契約書面で契約上の期間・回

数と単価を確認しましょう。
通い放題などの期間・回数と契約上の期間・回数は一致しないときもあります。いつまで何回まで通ったから中途解約がでなくなるのか確認しましょう。

○ 広告でみる「月々〇千円〜」は月払い(都度払い)ではなく、クレジットの分割払いかも!支払いが続く期間・回数も意識しましょう。
○ 男性の脱毛エステの相談が過去最多となっております。(令和3年11月末時点) 注意しましょう。

○ 少しでも不安に思ったとき、トラブルに遭ったときは、消費生活センター(消費者ホットライン188)に相談しましょう。
(国民生活センター啓発資料「脱毛エステの通い放題等に関する解約トラブルとアドバイス」、発表情報「2021年12月23日公表」より)

中小事業者の皆さんへ 地域経済活性化事業補助金

- 商品開発・改良事業
- 販路拡大事業
- 創業に係る事業

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2131

大竹の魅力の発信と地域経済の活性化を図るため、「商品開発・改良事業」、「販路拡大事業」、「創業に係る事業」に対する補助制度を創設しました。
なお、「商品開発・改良事業」と「創業に係る事業」の補助金については、支援機関の支援を受ける必要があります。事前に産業振興課に相談してください。

支援機関とは
中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、国の認定を受けた経営革新等支援機関のことです。市内では、大竹商工会議所や金融機関などが認定を受けています。

- 対象**
中小事業者などで、次の事業ごとの要件を全て満たす方
- 【商品開発・改良事業】
① 商品を販売または製造する事業所が市内にある
 - ② 市税の滞納がない
 - ③ 市内で事業を1年以上継続している
 - ④ 支援機関の支援を受けている
 - ⑤ 大竹生まれ商品として市に登録し、新商品などの販売を開始した日から2年以内に市のふるさと納税返礼品とするための手続きをすることを誓約する
- 【販路拡大事業】
① 商品を販売または製造する事業所が市内にある

- ② 市税の滞納がない
- 【創業に係る事業】
① 補助金を募集する年度内に市内で創業しようとする者または創業した者
- ② 市税の滞納がない
- ③ 支援機関の支援を受けている

- 対象経費と上限額**
各事業の補助対象経費(税込み)の2分1以内(1000円未満切り捨て)
- 【商品開発・改良事業】
調査研究費、開発費、借損料、資料購入費、通信運搬費、委託費など(補助金上限額250万円)
 - 【販路拡大事業】
委託費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、出展料、使用料(補助金上限額10万円)
 - 【創業に係る事業】
店舗などの改装費、家賃、印刷製本費、委託費など(補助金上限額60万円)

- 申し込み**
5月20日(金)から6月30日(木)までに必要書類を添えて申請書を産業振興課へ。
※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

満65歳以上の方のみの世帯に 迷惑電話防止機能が付いた 電話機など購入費補助

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2131



高齢者のみの世帯が購入した、迷惑電話防止機能付きの電話機などの購入費の半額を助成する制度です。(上限1万円)
※補助金の申請は、先着順です。予算の額を超える場合は、申請の受け付けができない場合があります。

- 補助対象者**
- 大竹市内に住民基本台帳がある方
 - 市税などを滞納していない方
 - 市内の店舗で機器を購入した方
 - 申請する日に満65歳以上のみで構成される世帯の方
 - ※「65歳以上の方のみの世帯」とは、市内在住で65歳以上の高齢者だけで暮らしている方または1人暮らしの方

対象電話機など

- 市内で購入した特殊詐欺を防止するための固定電話機、または固定電話機に取り付ける機器で、次のいずれかの機能があるもの
- 電話機の呼び出し音が鳴る前と着信時に、電話をかけた者に対し、自動で「通話内容を録音する旨」の警告メッセージを流した後、通話内容を自動で録音する機能があるもの
- 迷惑電話番号データベース(警察、自治体などから提供された迷惑電話番号で、着信拒否を判別するために集められた情報)により自動判別して、着信を拒否またはランプなどで警告表示する機能があるもの

- 補助対象経費**
令和4年4月1日以降に市内の店舗で購入した電話機などの購入費(設置費は除く)
- 補助金額**
補助対象経費(税込み)の2分の1以内(100円未満切り捨て 上限1万円)

- 申し込み** 産業振興課
5月2日(月)〜令和5年2月28日(火)
※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。